

那覇市要介護認定進捗確認システムの利用について

本市では、従来、要介護認定の進捗状況（審査会予定日等）（以下「進捗状況」という）の確認について、対象者本人等に不利益が生じないように、事業所や担当ケアマネジャーにより、お問い合わせいただいた際に対応してまいりました。

この度、この進捗状況の確認を Web 上で行うことができる「那覇市要介護認定進捗確認システム（以下「進捗確認システム」という）」を導入することとなりました。

※令和 7 年 3 月末までは実証実験期間となります。令和 7 年 4 月 1 日以降の本システム運用については変更となる場合がございます。

1. 進捗確認システム利用の概要

進捗確認システムの利用は、事前にチャージがんじゅう課認定グループにて利用登録申請が必要です。利用登録申請書提出後、概ね 1 週間後より進捗確認システムの利用ができます（ただし進捗確認システム利用開始日以降となります。）

利用登録申請を行えるのは、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、介護保険施設等の、ケアプランの作成を行う事業所に限ります。

病院や申請者個人等は利用登録申請を行うことはできません。

所定の検索番号を用いて、進捗確認システムから開庁時間外においても進捗状況の確認が可能です。

進捗確認システムにおいて、調査票の提出有無、意見書の提出有無、審査会予定日を確認することができます。

2. 利用開始時期

進捗確認システム利用開始日：令和 6 年 9 月 12 日（木）予定 ※

※予定が変更となる場合もございます。最新の情報は本市ホームページ* にてご確認ください。

* 本市ホームページにて「認定進捗確認システム」等で検索してください。

令和 6 年 7 月 1 日（月）申請受付分から進捗確認システムにて確認が可能です。

（事前の利用登録が必要です。以下 3 を参照）

3. 利用の手順

＜利用登録方法＞ ※事前の利用登録が必要

- ① 「那覇市要介護認定進捗確認システム利用登録申請書」をチャージがんじゅう課認定グループへ提出。

※窓口にて、申請者の本人確認書類（顔写真のある職員証や介護支援専門員証など本人確認できる身分証＋事業所への所属確認できる名刺等）の提示が必要です。

- ② 同申請書提出後、概ね1週間後より進捗確認システム利用可能となります。
進捗確認システムへのリンク先は、本市ホームページに掲載します。
(令和6年9月12日以降に掲載予定、本市ホームページにて「認定進捗確認システム」等で検索してください。)
- 本利用登録申請は、毎年申請が必要です(毎年9月)
 - 利用登録申請は、法人が同じ場合であっても、事業所番号ごとに行ってください。
 - 登録できるメールアドレスは1事業所1つのみです。
 - 申請後に申請内容に変更が生じた場合には、速やかに変更の手続きを行ってください。(事業所の廃止等についても同様)
 - 同利用登録申請書中の遵守事項をよくご確認の上、申請してください。

〈進捗確認方法〉

- ① 要介護認定・要支援認定申請書(以下「要介護認定申請書」という)を提出
 - ② 進捗確認システムへ利用登録したメールアドレスにてログイン
(本市ホームページにリンク先を掲載します。)
 - ③ 進捗確認システムへメールアドレス入力後、送信をクリック
 - ④ 利用登録したメールアドレスに届いたログイン用URL(メール本文中)をクリック
 - ⑤ 上記④ログイン後の画面より、検索番号を入力し検索
(検索番号については、ログイン後の画面に説明あり)
- 進捗情報は、定期的に更新します。
 - 進捗状況の確認が行えるのは、申請日から3ヶ月間です。
(申請から3ヶ月を超えた申請については、検索不可)

4. その他

令和6年9月25日(水)までは、移行期間として従来通り電話での進捗状況の回答も行いますが、令和6年9月26日(木)以降は電話での進捗状況の確認へは原則回答いたしません。移行期間終了後は、進捗確認システムからの確認をお願いします。

なお、病院や申請者個人等、進捗確認システムの利用登録申請ができない方からの問合せには従来通りの対応とします。

【問合せ先】

那覇市福祉部チャージかんじゅう課 認定グループ 電話：098-861-1274